

アン・クリフォードの伝記的資料——試訳と訳注——

(1)「わが生涯」(一五九〇年—一六五〇年)

山根 正弘

[まえがき] 十七世紀イギリスの女性日記作者の筆頭レディ・アン・クリフォード(一五九〇—一六七六)は、第三代カンバーランド伯ジョージ・クリフォードとマーガレット・ラッセル(第二代ベドフォード伯の末娘)の三兄妹の一。兄二人が早世して一人娘となる。生まれは女男爵だが、初婚でドーセット伯夫人に、再婚でペンブルック伯夫人・モントゴメリー伯夫人となる。伴侶に先立たれた後は、それぞれ伯爵未亡人。御代はエリザベス一世からジェームズ一世へと移り、家父長の権限が増し、家督相続では嫡男を優遇する同調圧力から、父ジョージは証書を作成して遺言で定める、栄爵と領地を娘のアンではなく彼女の叔父とその直系卑属の男子に継がせると。だが、クリフォード家伝来の男爵位(伯爵位は除く)と土地は、長男子ではなく男女の区別を問わない長子への限嗣相続で、唯一の相続人アンに帰属すべきものであり、継承者の父ジョージの裁量で実の弟にすら譲渡できるものではなかった。父の死を契機に、アンとその後見人となった母マーガレットは、法と慣例を無視した遺言の不備を法廷に訴え、世襲の権利の死守に努める。判事の審判を不服として一再ならず上訴する。国王ジェームズの仲裁にも耳を傾けず、やがて下される王の裁定にまで歯向かう、いわゆる女ダビデとなる。アンの原動力は慈母の激励であったが、精神的な支柱は聖句である。三十数年にわたる法廷闘争の過程で、法律家の助言を仰ぎながら、系図学者や好古家の助けを借り、当人自身も筆を揮うだけではなく物書きや筆耕を雇い、由緒ある己の家柄を示し権利の所在を明らかにする一大記録集成を残す。今回は、伝記的要素が色濃く反映する自伝「わが生涯」を収める。

[次号以下の副題一覧]

(2) 回想(一六〇三年)と日記(一六一六年一月—一六一六年八月)

(3) 日記(一六一六年十月—一六一七年十二月)

(4) 日記(一六一九年一月—一六一九年十二月)[完]

[底本など]

一、翻訳の底本に、Jessica L. Malay (ed.), *Anne Clifford's Autobiographical Writing, 1590-1676* (Manchester: Manchester UP, 2018) を用いた。そのほか、以下の版を参照した。

二、Jessica L. Malay (ed.), *Anne Clifford's Great Books of Record* (Manchester: Manchester UP, 2015).

三、Katherine O. Acheson (ed.), *Lady Anne Clifford, The Memoir of 1603 and The Diary of 1616-1619* (Ontario, Canada: Broadview, 2006).

四、D.J.H. Clifford (ed.), *The Diaries of Lady Anne Clifford* (Phoenix Mill, Gloucestershire: Sutton, 1990).

五、Vita [Victoria] Sackville-West (ed.), *The Diary of Lady Anne Clifford* (London: Heinemann, 1924).

[訳文中の括弧について]

- 一、著者による補足説明は、() のママ用いた。
- 二、著者によって後に書き添えられた欄外の注は、本文中に収め〈 〉で示した。
- 三、訳者による補足的な付加および短い説明は、[] で示した。
- 四、訳者による長めの説明は後注とし、右上に算用数字を() 内に入れ示した。
- 五、底本と諸版に異同がある場合、{ } で示した。

レディ・アン・クリフォード「わが生涯」(試訳)

出生から娘時代 一五九〇年—一六〇九年

私は慈悲深き神のご叡慮により、一五八九年五月一日、詩篇一三九番のご金言どおり、テムズ川の畔^{ほとり}ウェストミンスターはキャノン・ロウ {チャネル・ロウ} にあるウォートン卿の屋敷において、剛勇の父より種を授かり、徳高き母の胎に宿った。だが、伝導の書第三章にある如く、産声をあげたのは翌年一月三十日、生れ出た処は父の御殿のひとつ、クレイヴン [ヨークシア北部] のスキプトン城であった⁽¹⁾。というのは、私が生まれる前後、父には海難の相が見受けられ、私を身籠っていた母は幼子ふたり [兄フランシスとロバート] を連れロンドンから北国 [北イングランド] へ下り、婚家の厄介になっていたからだ。父は冒険遠征の途上にあり時化や逆風で難破・沈没を逃れることは万が一にもないと思われたが、神の思し召しで命拾いをし、私の誕生を目にしたばかりか、その後も相当な年月、私が十五歳と九ヵ月になるまで生き存えた⁽²⁾。

母が私を産み落とす七週間余りまえ、長子フランシス・クリフォード卿が先述のスキプトン城で早世した。そして私はこの世に生を享け、二月二十二日にスキプトンの教区教会で洗礼名アンを授けられた。伯母の旦那ウォートン卿フィリップが代父を務めた⁽³⁾。父は、私が産湯に浸かった時もそうだったが、今回の洗礼の折も不在でロンドンにいた。父は女王陛下 [エリザベス一世] に遠征の報告をする重要な役目があり、私が生まれるまえ、十二月二十九日にイギリスの地に戻っていたものの、ストランド街のベッドフォード・ハウスにいた。私が洗礼を受ける前日、その屋敷でウォリック伯アンブローズ [・ダッドリー]、母方の一番年長の伯母アン・ラッセルの旦那様がご逝去されたからだ。

[一五九〇年] 三月の末ごろ、私どもが待ちわびる父がスキプトン城にやって来た。その時はじめて父娘の対面となった、生後ほぼ八週目のことである。翌四月二日、父母がそろって兄ロバート [次男] と私を連れ、遠く離れたロンドンへ向け出立した。

私が次にその城を訪れたのは、一六四九年七月十八日のことで、その時はまだ二番目の夫〔第四代ペンブルック伯フィリップ・ハーバート〕が存命であった（再婚相手の夫は、翌年一月十三〔二十三日〕に瞑目）。私が当地に〔再び〕出向く約六ヵ月まえ、先述の城は破壊されており、御殿も議会軍の命で取り壊されていた。先の内乱のとき、〔王党派の〕守備隊が置かれ駐屯していた。伝道の書八章六節⁽⁴⁾

はじめてロンドンに上京したのは、生後ほんの十ヵ月余りのことだった。けれど、私をはじめ母も、父が亡くなるまで〔再び〕北国に足を踏み入れることはなかった、つまり、その間中ずっと、〔母方の親戚筋〕ノーサンプトンシアの南部やハートフォードシア、それにケント州とバークシアとサリー州、さらにはロンドン市内や宮中、およびその周辺に居住していた。

一歳と四ヵ月になろうとしていたとき、次男ロバート（当時クリフォード卿）が、一五九一年五月二十四日、ハートフォードシアのノース・ホールで息を引き取った。その時以来ずっと、私が家督を継ぐ唯一の子胤となり、その後も両親は私のほか娘も授かることはなかった⁽⁵⁾。

この世に送り出されたとき、私は精伸と身体、つまり、心身ともに健やかで、外見も内面も天賦の才に恵まれていた。父母の二親に私ほどよく似た子供はいなかった。瞳は父親に似て黒く、眼光は母親に似て炯々であった。髪は褐色で濃く、立ち上がると脚のふくらはぎに達するほどの長さ。前髪のはらは額にかかり、^{けいけい}顙には父のふっくらとした頬と同じく、えくぼがあった。母に似て丸顔だが、均整のとれた姿形は父親譲りである。しかし今となっては、よせる年波がこれらすべての華ともいえる美をすばませた。その様は、イザヤ書四〇章六一八節やペテロの手紙（一）一章二四節の草花に譬えることができる⁽⁶⁾。というのも、私自身にかかわる過去の記録を作成するように命じた現時点で、^{よわい}齢六三を過ぎていたからだ。そして、そう言うものの、精神の殿堂は身体構造より完成度が高く、記憶力は衰えを知らず抜群で、判断力は健全、善し悪しの判断もつく。また、想像力がたくましく、予知夢を見ること、虫の知らせを感じることも幾度もあった⁽⁷⁾。それで、父の屋敷に寄寓していた占星術の老師ジョン・デナム〔錬金術師でもあったジョン・ディー〕がよく言ったものだ、私が母の胎内に宿り産道を通るとき、ヨブ記三十八章三一―三三章で言及されるプレイアデス星団〔昴〕の鎖とオリオン座の綱とがともに好影響を及ぼしたことを示す兆候が、私には生まれながらにしてたくさん見て取れると⁽⁸⁾。しかし、生まれがよくとも不幸が付きまとう。一寸先は闇が世の常。それにもかかわらず、私はそれら不幸を全能の神の御恵で克服した、詩篇一二一番⁽⁹⁾。

そして、子供のころから先述の母に養育され、（いわば）慈愛の乳を含まされ⁽¹⁰⁾、有為転変の逆流に立ち向かえるようになった⁽¹¹⁾。運命の嵐も、何年にもわたり吹き荒れるとしたら、それらは一体となり強さを増し、避けられる人はほとんどいない。避けられるとしたら、公の生活から身を引き隠遁するしかない。私の場合に限っていうと、ふたりの夫が他界してからのことだ。幼少・幼年時代、先に述べたウォリックの

伯母様の伝手で、世に聞こえたかのエリザベス女王〔一世〕に可愛がられた。陛下は、私が十三歳と二ヵ月になったころ、お隠れあそばされた。私の母が天に召されたのは、偉大な女王陛下の崩御から数えて、ちょうど十三年と二ヵ月後のことだ。

一六〇五年の九月一日は、父を屋外で目にする最後の機会となった。ケント州はグリニッジのヒース〔荒地〕で父に別れのご挨拶を申し上げたのが、その日だった。父が私を、当時母が暮らしていたケント州のサットンへ連れ戻す途上のことだった。その前の一ヵ月間は、(父の母に対する非道な仕打ちから) 私はというと、父が暮らすノーサンプトンシアはグラフトンの古い屋敷、そこではジェイムズ国王とアン王妃が盛大にもてなされたことがあったが、その屋敷に寝泊まりしていた。私の不在は、聖女の如き母には悲しみの極みであったものの、それも先述の九月一日に父のもとを離れ母のところに戻るまでのことである、詩篇九〇番十五―十七節⁽¹²⁾。

十月三十日(木曜日、一六〇五年、ジェイムズ王の治世三年目)、我が父、高貴で立派なカンバーランド伯ジョージ・クリフォードがテムズ川の畔、ロンドン近郊のサヴォイ宮近くのダッチー・ハウスで命数が尽きた。享年四十七と三ヵ月余り。母も私も臨終の場に立ち会った。私は、そのとき十五歳と九ヵ月。父は虫の息となり慈愛のこもった目で母と私を見上げながら、固い信念を打ち明けた、我が弟の息子は嫡男を遺さず歿し、その結果クリフォード家の領地すべては、やがて娘である私の所有とならんと。そのような次第で、その予言めいた遺言は三十八年後に実現した。というのも、叔父のご子息〔第五代〕カンバーランド伯ヘンリー・クリフォードは、一六四三年十二月十一日、ヨーク市内で男子の相続人を遺さず他界したからである。

父は、実の弟〔アンの叔父〕に抱いていた愛情と嫡男の地位向上のために、遺言とともに、すでに封印済みの譲渡証書により、弟フランシス(カンバーランドの伯爵位も継承した)とその直系卑属の嫡男とに、すべての城や土地、そして栄爵までも遺した。付帯条項として、叔父に直系の男子が絶えたとき、父の唯一の娘で相続人の私にすべて返還されるものとする、と添え書きされた。(先に触れたように)後に実行された⁽¹³⁾。

私の父は、クリフォード家直系の末裔で、ジョン王の御代五年目〔一二〇四年〕十月二十八日、陛下よりロバート・デ・ヴェテリポント〔ヴィポント〕に下賜されたウェストモアランド〔イングランド北西部の旧州〕の古より伝わる領地と栄爵とともに、エドワード二世の御代五年目〔一三一一年〕〔十二〕月〔十八〕日、陛下よりロバート・デ・クリフォードに下賜されたクレイヴンはスキプトンの栄爵とそれに付帯する領地とを、確かに享受した⁽¹⁴⁾。父は、初代ロバート・デ・ヴェテリポントの血筋では十七代目でウェストモアランドの領地を、そして初代ロバート・デ・クリフォードの血筋では十三代目でクレイヴンはスキプトンの領地と栄爵とを正当に受け継いだ。現在に至るまで長い歳月、これらの所領は父親から息子に世襲された。ただ、例外が二度、総領が子胤を遺さず鬼籍に入り、総領の弟〔次男坊〕に譲ることがあった。エドワード三世の御代一年目〔一三二七年〕と三十六年目〔一三六二年〕のことである。歴代

誌（上）四章二二節の言を借りると、今は昔⁽¹⁵⁾。

感謝せずにはいられないことがある。幼少期も若い頃も、それに人生の大半も、火災に水難⁽¹⁶⁾、馬車の旅に落馬、身を焦がすような熱病に大量出血など、どれも身の危険や危篤に陥る可能性があったにもかかわらず逃れた。それらすべての災厄を免れ、敵の巧妙で邪悪な策略を何度もすり抜けたのは奇蹟である、しかも信心深い母が^う倦まず^{たゆ}まず私の身の安全と保障を神に^{たの}んでくれ、その切なる祈りのお蔭であるから尚更である、ヤコブの手紙五章十六節⁽¹⁷⁾。

父が瞑目した後すぐ、私は一人娘で相続人となり、寡婦となった母に私の為を思う深い慈しみから後見人になってもらい、それとともに私の名義で後見裁判所に、亡父の土地すべての引き渡しの申し立てに着手してもらった。その趣旨は、叔父のカンバーランド伯が私および母の同意なく私の名をかたり後見裁判所に引き渡しの申し立てをするのを、事前に阻止・邪魔立てすることであった。が、しかし、そのために母と叔父との間で訴訟沙汰に及び、母の余生は、実質的には、ある訴因や別の訴因での応酬に費やされた。それらの法廷闘争において、母は豪胆の肝を示し、敵対勢力が如何に強大でも、決してひるむことはなかった。

ジェイムズ国王陛下はこの案件で、母と私に反対する不動の姿勢をみせ、その後も反対路線に徹した。一方、アン王妃は常に私たちの側に立ち、好意的でやさしく寄り添ってくださった。それというのも、私は、若かりし頃、頻繁に王妃殿下の宮廷に出入りしており、直にお仕えしたことはないけれど、妃殿下主催の仮面劇には出演したことがあるから⁽¹⁸⁾。それで、陛下の治世五年目、一六〇七年六月九日ごろ、陛下は叔父のカンバーランド伯の味方をして、母と私に敵対する態度を鮮明にする目的で、ウェストモーランドとクレイヴンの領地すべてを、つまり、父が他界したあと王室に復帰された領地を、^{ちよつきよじょう}勅許状により永久に叔父のカンバーランド伯とその嫡男に授与された⁽¹⁹⁾。それらの領地はもともとジョン王とエドワード二世より当伯爵家の父祖に下賜された時から父の死に至るまで、常に当家の世襲財産であった。ただし、何度か権利の剥奪はあったが、その都度、回復され、直近ではヘンリー七世が戴冠した年に復権され、それが最後となっている。だが、陛下がそれらの領地を叔父とその嫡男に与えられたのは、私の手から取り上げ男子の相続人に継がせる目論見で、単に私を破滅させる為であった。しかし、神の御心により、私にとって最も好都合であることが判明した。というのは、この勅許状が国王より発出されていなければ、私は領地を自分の望む誰かに譲渡する権限を有することにはならなかったであろうから（今は持っているが）、ヨブ記五章十一―十七節⁽²⁰⁾。

さて、これら法廷闘争のため、母と私は自分たちの利権を守るため、一致協力して力を合わせなくてはならず、私はウェストモーランドへ向かい、一六〇七年七月二十二日、アップルビー城に到着。そこにしばらく逗留したが、その〔旧〕州や父の領地のひとつに足を踏み入れたのは、父が亡くなってから今回がはじめてである。私たちは、また、その夏の二晩か三晩、ブロアム城の一室に寝泊まりしたが、その部屋で父

はこの世に生を享け、後に母は息を引き取ることになる。もちろん、その城を訪れたのは、これまでにはなく、はじめてのことだ。そしてその頃、三晩か四晩カンバーランド〔現カンブリア州〕のナワース城〔ウィリアム・ハワード卿の居城〕に宿泊した。その州に赴くのも、はじめてのことだ。

一六〇七年十月八日、母と私はアップルビー城を後にしてロンドンへ向けて旅立った。(その城で母と一緒に日々を過ごす最後となった) ただし、その後一六一六年にブロアム城で母と落ち合ったが。十月十二日、クレイヴンを通過する途中、スキプトン城に立ち寄りその中に入っていれば、そこで管理文書を見られたのだが、残念なことにそうすることを許されなかった。叔父カンバーランド伯の管理人が城門の扉を堅く閉ざしていたからだ、それも人倫に悖る非道なやり方で。結局、その後その城に入ることができたのは、先に述べたとおり一六四九年七月十八日のことだ⁽²¹⁾。

そして十月十三日、ビームズリーの養老院を訪れた⁽²²⁾。母にとってはそれが最後で、私にとっては最初である。私たちふたりはクラブハム氏の館に投宿したが、母がクレイヴン、あるいはその地域で時を過ごす最後の機会となった。

ふたりしてそこを発ち、ロンドンはオースティン・フライアーズにある母の屋敷に無事に到着したのは、十月二十三日であった。その屋敷で、約一年と四ヵ月後に最初の夫ドーセット伯リチャード〔・サックヴィル〕と祝言を挙げることになる⁽²³⁾。

北国から帰ってから次の年、一六〇八年四月十八日、私は未婚でほんの小娘だったが、後見裁判所にウェストモーランドとクレイヴンの領地を受け継ぐ相続権を求めて、長々と書き連ねた嘆願書を提出した。この嘆願書は、母が寡婦で存命のとき作成された記録のひとつである⁽²⁴⁾。

名状しがたい感謝の念を込めて告白せねばなりません。全能の神の善意と、この世を贖った救い主イエス・キリストの慈愛のお蔭で、私は身も心も健全で運にも恵まれ、神の御心により後に嫁ぐふたりの夫は、それぞれ生まれながらにして貴公子であった(いずれも当時、イングランドの貴族であった)。けれど、ふたりの夫と意見や考え方が合わなかったのは、不幸と言えるのではないかと。

最初の夫は私に世襲の領地を継ぐ権利を売却させ現金に換える望みを抱いていたが、私は絶対に同意しなかったし、そんな気は毛頭なかった。この事案は、夫婦間で長らく仲違いの原因であったし、また、夫の浪費癖や贅沢三昧による散財も一因であった。そして、二番目の夫と不仲の理由はというと、私は末娘のレディ・イザベラ・サックヴィルを夫の次三男坊に嫁がせたくなかったからだ。また、クレイヴンの地代五千ポンドは娘の嫁資の一部であり、その利権を放棄したくなかったからだ。さらに、夫婦の間に諍いを焚きつけ炎を燃え上がらせる悪意の持ち主に事欠くこともなかった。それで、ふたりの夫が生き存えている間は、ケント州はノールの屋敷やウィルトシアはウィルトンの屋敷では、大理石の柱〔の御殿〕も私には苦痛から逃れ駆け込む、うわべは豪華だが単なる逃げ場〔四阿〕^{あずまや}に過ぎないことが、幾度もあった。私の人生の浮き沈みを裏側まで見通す賢人〔従兄フランシス・ラッセル?〕がよく言ったものだ、

名門の両家に暮らす様は、ローヌ川、あるいはロダムス川がジュネーヴの湖を貫流するも、湖水とは一滴も混ざらないに等しいと⁽²⁵⁾。というのも、(私は精一杯努めて)二つの名家の中に身を置きながら、すっかり鳴り潜め、良書と篤心を友垣とし、苦悩にあえぐことは一度たりともなかったから。

そして善天使により、これらすべての艱難辛苦を乗り越え(詩篇六二番)、母の祈りのお蔭でその修羅場を潜り抜けられた⁽²⁶⁾。ヤコブの手紙五章十六節；イザヤ書二六章二〇節；詩篇五七番；詩篇七一番；詩篇四三番二節；イザヤ書五〇章九―十節⁽²⁷⁾。

ドーセット伯リチャード・サックヴィルに嫁ぎ未亡人となるまで
一六〇九年―一六二九年

新年を一月一日とする一六〇九年二月二十五日、最初の夫リチャード・サックヴィル、当時のバックハースト卿と祝言をあげた。ロンドンはオースティン・フライアーズ(古の修道院の跡地)にある母の屋敷で執り行なわれた。母も立ち会った⁽²⁸⁾。

嫁いで二日もしない内に、新郎の父ドーセット伯ロバート・サックヴィルが、ロンドンはソールズベリー・コート内の屋敷、小ドーセット・ハウスで息を引き取った。それで、夫が襲爵し、私はドーセット伯爵夫人となった。ヨブ記七章一節、伝道の書三章一節⁽²⁹⁾。

そして一六一〇年七月二十五日、最初の結婚から一年と五ヵ月、叔父カンバーランド伯の一人息子、つまり従弟でクリフォード卿ヘンリーがロンドン近くのケンジントンにおいて、英国の大蔵卿で最高権力者ソールズベリー伯ロバート・セシルのご令嬢フランセスを娶った。その婚姻は、大蔵卿の誇る権力や権勢で私の相続財産たる領地を強奪し握って離さないようにするために為に仕組まれたものだ。それにもかかわらず、その策略は、神の御心により、まかり通ることはなかった。というのも、その夫婦から生まれた男子はすべて途絶え、そのあと娘ひとりだけが生き残った。そのご息女エリザベスは、今では、[アイルランドの] コーク伯夫人である⁽³⁰⁾。

先の夫に嫁いってから約二年後、夫は一年間の予定でフランスと低地帯[ネーデルラント]へと旅立った。結婚する前からすでに祖母や他の友人と交わした約束に基づく。海外で約一年間過ごし、一六一二年四月八日にケント州はノールの私のもとに帰ってきた。夫は、それから十二年の間生き存えた。夫が帰英した年の八月八日[従姉フランセス・パウチャーが体調を崩し]、そして嫁入りしてから換算すると三年と六ヵ月、一六一二年八月三十日、その従姉がケント州のサットンと呼ばれる母の屋敷で、激しい熱病に命を奪われた(とても悲しく痛ましい出来事)⁽³¹⁾。バッキンガムシアはチェニーズの教会に埋葬された、ヨブ記七章一節[前出]。

そして、その後、夫の妻として生活を送っている間に、五人の子供を授かった、つまり、三人の息子と二人の娘を。三人の息子はすべて、この世に生を享けたケント州

はノールの屋敷で早世した。しかし、初子の長女マーガレットは、一六一四年七月二日に〔小〕ドーセット・ハウスで生まれたが、今ではサネット伯夫人となり、十人の子宝に恵まれる⁽³²⁾。長女は母の存命中に生まれ、母はその時ロンドンにいたが、孫娘のお産に立ち会わなかった〔訴訟に備えロンドン塔で資料収集をしていたが、不測の事態で翌日まで閉門〕。二女で末娘〔イザベラ〕は、一六二二年十月六日にケント州のノールで生まれ、今ではノーサンプトン伯夫人である。息子をふたり出産したが、ひとりには亡くなっている。

長女がほぼ一歳になったとき、一六一五年六月十六日は、ドーセット伯爵夫人時代の記録にあるように⁽³³⁾、ウェストミンスター・ホールで開かれた民事訴訟法廷において、クレイヴンの土地相続の権利のことで大きな試練を受ける日となった。最初の夫とカンバーランド伯の叔父それに従弟がその法廷の場で、当時英国で首席を占める四名の判事が出す調停に判断を委ねることに同意したからだ。だが、その調停で和議の成立には至らなかった（なぜかという、母と私が合意するのを断固として拒否したからだ）。けれど、少し後にジェイムズ王が下す裁定の土台となり、私の相続権、つまり世襲の領地を享受する権利を侵害するとともに、悲しみや苦痛それに不服の原因となった、詩篇九〇番十五―十七節〔前出〕。

四人の判事による恣意的な調停のため、ウェストモーランドはブロアム城の母のもとに赴き、その意見を求めた。しかし、母は高貴な精神の持ち主で志も高く、どうしても屈服せず同意にも応じなかった。拒否する姿は、私を導く手本となった、詩篇三二番八節、イザヤ書三〇章十八節、エレミア書四二章第三節⁽³⁴⁾。

一六一六年四月二日、母に暇乞いをした。ブロアムの城から出て四百メートル余りの所で、ともに悲痛な面持ちで泣き別れとなった⁽³⁵⁾。実は、それが生前の母を見る最後であった。ウェストモーランドからロンドンへ向け旅立ち、その月の十一日、長子で当時の一人娘マーガレットと夫の待つケントのノールに帰った。そのノールの地に母が亡くなるまでいた。

翌月の二十四日、親愛なる母が息を引き取った。悲しくて言葉にならない。場所は、ウェストモーランドの母が所有する先述のブロアム城の一室で、そこは父が生まれた部屋でもある。私はというと、ケントのノールにいて、死に水をとれなかった。死後少し日が経ってから、ウェストモーランドを訪れた。それから翌々月の七月十一日、アップルビー教会での埋葬には立ち会った。卓越した数々の美德の持ち主であった母は、天に召されたあとも異体同心の味方である、ヨハネの黙示録十四章十三節⁽³⁶⁾。

母の死後しばらくして、つまり一六一六年八月二十二日、夫がウェストモーランドはブロアム城の私のもとにやって来て、二、三週間寝泊まりした。夫が私の相続する領地に足を踏み入れるのは、生涯で一度きりのことだ。そこから、夫の〔母方の〕伯父ウィリアム・ハワード卿の本拠カンバーランドのナワース城に移り、四、五泊した。夫がその州を訪れた最初で最後であった。翌九月十三日、夫はブロアム城の私のもとを去りヨークへ行き四、五泊した。その間に（夫と叔父のカンバーランド伯と従弟が

グルになり）私の相続分の土地に対して、九月十九日、当時の北部辺境評議会議長シェフィールド卿エドモンド（後の〔一六二六年、初代〕マルグレイヴ伯）に嘆願書を提出した。その嘆願書は現存し、私の生涯の記録集成に収められている⁽³⁷⁾。私の夫は、その月の二十六日、無事ロンドンに到着。

それから三ヵ月余り経過した十二月九日頃、ブロアム城を発ちヨークを経由してロンドンに戻った。それで、一六一七年三月二十九日、その城の所有権（ウェストモアランドにいる間は私のものだったが）は、すべて叔父と従弟の手に再び委ねられ、その城をふたりは亡くなるまで占有した。叔父の死後生き延びた従弟の命数が尽きたのは、一六四三年十二月十一日でヨーク市内であった。

新年を一月一日とする一六一七年一月十八日と二十日、国王ジェイムズよりホワイトホールに呼び出され、私の相続分すべての土地に関して、陛下から下される手はずの（後に実際に遂行された）裁定に同意するように促された。私は断固拒否、それゆえその後、とても厄介なめ事が山のように押し寄せた。

しかし、私が拒んだにもかかわらず、夫の方が、翌々月の三月十四日（その時は、ジェイムズ国王はスコットランドへ向けて旅立たれていたが）、大ドーセット・ハウスで王の裁定に署名・捺印をした。それによって、夫は私の相続する土地の権利を、すっかり叔父カンバーランド伯フランシスと従弟ヘンリー・クリフォード卿とに譲り渡した。それがもとで夫婦生活が続ける中で、諍いが絶え間なく生じた。しかし、これら山積する困難や立ちほだかる障壁にもかかわらず、神が私を見守り、逆境に陥らぬようご配慮くださった。詩篇三二番八節、イザヤ書三〇章二節、エレミア書四二章三節、イザヤ書四八章十節⁽³⁸⁾。

サックヴィル家に興入れをしてから過ごした歳月の大半は、ケントのノールカサセックスのボールブルックか、あるいはロンドンの大ドーセット・ハウスで暮らした。だが、大ドーセット・ハウスが夫の持ち物となったのは、夫の祖母ドーセット伯爵未亡人セシル・ベイカーが身罷れたあとのことである。義理の祖母がその屋敷で瞑目されたとき、八十歳は越えていた。屋敷は寡婦産のひとつであった。一六一五年十月一日永眠。その祖母は、とても信仰に篤く、善意に溢れていた。夫の〔継〕母ドーセット伯爵未亡人アン・スペンサー（夫の父に嫁ぐ前、マウントイーグル卿ウィリアム・スタンリーと結婚、その後ヘンリー・コンプトン卿と再婚）が天に召されたのは、一六一八年九月二十二日のことである。義理の母は、才気煥発な貴婦人であった。

一六二三年七月十日、夫のサックヴィルが大ドーセット・ハウスで（加減が悪く臥せっていたときのこと）、私に寡婦産としてサセックス州の土地を譲渡した。その土地を今も享受し、後に相続人であるふたりの娘に譲り渡した。私の寡婦産に方が付いて二日後、バース伯ウィリアム・パウチャーがデヴォン州はタヴィストックの屋敷で瞑目した。ただ一人の嫡男で従兄のエドワードが襲爵した。それからバース伯爵として十三年と八ヵ月後に逝去、三人の娘に恵まれたが嫡男はいなかった⁽³⁹⁾。

夫〔リチャード・サックヴィル〕と結婚して様々な点で幸福であったけれど、義弟

のサー・エドワード・サックヴィルが私に対して悪意を抱き憎悪むき出しで、その点ではあまり幸せとは言えなかった。義弟は当時、勲^オ爵士^トだったが、夫が嫡男を遺さず亡くなり、ドーセット伯爵位を継いだ。そして、私を陥れるため悪知恵をさんざん働かせ、私が嫁いだ時から義弟自身が一六五二年七月十七日に亡くなるまで、彼は狡知に長けた策士であった。義弟は、私の夫である兄より二八年と四ヵ月余り長生きした。義弟が死の床に就いたとき、私はクレイヴンのスキプトン城にいた。しかし私は、慈悲深き神のご叡慮^{えいりょ}により、彼奴が仕掛けた巧妙な罠から逃れられた、詩篇三五番、詩篇三七番、一四〇番、詩篇三三番十節⁽⁴⁰⁾。

最初の夫ドーセット伯リチャード・サックヴィルは、一六二四年三月二十八日、復活祭の主日、正午十二時頃、ロンドンの大ドーセット・ハウスで息を引き取った。そして、翌四月七日、ご遺体には開腹処置を施さず〔内臓を取り除かず〕、サセックス州はウィティハム教会の地下墓所に葬られた。その傍らには、我ら二人の子供で息子のバックハーストとサックヴィル家のご先祖様それに婚属の奥方たちも安らかに眠る。享年三十五。私は、十ヵ月ほど年下。だが、私は、当時とても加減が悪く〔痘瘡〕、娘ふたりがいるケントのノール・ハウスにいて、夫の死に目にあえなかった、ヨブ記七章一節〔前出〕、伝道の書八章八節、六節⁽⁴¹⁾。

最初の夫が生まれたのは一五八九年三月二十八〔十八〕日で、場所はロンドンのチャーターハウス〔カルトジオ修道院〕、当代サットン・ホスピタル〔慈恵病院・養老院〕と呼ばれているところである。夫の母、姑はレディ・マーガレット・ハワードで、一五七二年六月二日に斬首された、あの〔第四代〕ノーフォーク公トマス・ハワードの一人娘である。最初の夫は、生まれながらにして公平な心の持ち主で、気立てもやさしく、それでいて風采は精悍。夫は生まれの良さを存分に享受していた、それもそのはず、当代随一の賢人と世に聞こえたドーセット伯で大蔵卿の祖父トマス・サックヴィルの御魂に導かれていたからだ。これら知的遺産により、夫はあらゆる種類の学問に通暁していた。若い頃オクスフォード大学（当時夫の祖父が総長を務めていた）に暮らしていたとき、在学生で夫の右に出る貴公子は一人もいなかったほどである。夫は、また、真の愛国者で、広く国民からも愛され、議会でも両院より重んじられた。さらに、学者や軍人の庇護者となり、金に糸目をつけず与えた。実際、窮^{きゅう}迫^{うはく}している立派な御仁がいれば、支援のため散財した。それも、贅^{えい}を尽くして酒食を供するだけでなく、そのほか馬上槍試合や仮面劇など宮廷風に趣向を凝らし催し物を開いた。その頃、ヘンリー皇太子もご存命で、これら雅な催しに耽^{たふ}っておられ、夫のことを最^{さい}賁^{へん}になされた。

最初の夫は、サセックス州はイースト・グリンステッドに養老・貧窮院〔サックヴィル・コレッジ〕を建設し、その維持のため土地を寄進する意向であった。夫の父、舅が遺言で建立を定め、夫が遺志を継いだ、篤志が実を結ぶのを見届ける間もなく歿した。

高貴な夫は、（先に触れたように）一六二四年三月二十八日、ロンドンの大ドーセット・

ハウスの屋敷で瞑目した。私との間に儲けたふたりの娘を遺して。だが、私との間にできた息子たちは、夫の存命中に早世した。それで、夫の弟サー・エドワード・サックヴィルがドーセットの爵位を継いだ。義弟は、夫の臨終の際は、海外、イタリアのフィレンツェにいたが、翌々月の五月の末、フランス経由で英国に戻ってきた。そのあとは海外に赴かず、二つの宮廷、期間は短かったものの国王ジェイムズと、そのあと国王チャールズの宮廷において実力者であった。エリザベス女王の宮廷では、義弟はすでに宮内大臣でガーター騎士団の一員であり、その後もその地位・役職にとどまり、私の強敵として立ちはだかった。私は夫のドーセット伯リチャード・サックヴィル亡きあと、未亡人として約六年二ヵ月と四、五日余り過ごした。その寡婦時代の大半は、娘ふたりと、母方の祖父や曾祖父の主屋バッキンガムシアのチェニーズ・ハウスか、寡婦産の主屋サセックスのボールブルック・ハウスか、あるいは借家だが、例えば、ウェストミンスターはタット・ヒル街の館か、古の修道院の跡地にある聖バーソロミューの館で暮らした。さらに、しばらくの間、私と長女は、夫の死後、ともにベッドフォードシアのウォバーン・ハウスに寝泊まりした。その屋敷で、ベッドフォード[母方ラッセル家]の祖母が身罷る。

思い起こせば、未だに神に対して感謝の念が尽きることはない、つまり、夫が天に召されたときケントのノールにいたが、それから少し月日が経った五月のこと、そのひと月前にチェニーズの屋敷に移り住んでいて、悪性のひどい痘瘡^{とうそう}に罹った。生死の境をさまよい、助かる見込みもほとんどないくらいだった。長女から移ったものだが、娘は亡き夫のご遺体を地下に安置してから十二日余りして感染したらしく、容体はひどかった。そのはやり病のせいで、私の顔には醜い痘痕^{あばた}が残り、再婚などするものかと改めて意を固めたものの、神の御心により後に翻意した⁽⁴²⁾。

最初の夫が死んでから、ちょうど一年後に国王ジェイムズがお隠れになった[一六二五年三月二十七日]。私はそのとき、娘ふたりとバッキンガムシアはチェニーズの屋敷に寝泊まりしていた。私はふたりの子供を連れてそこを発ち、しばらくの間住むためサセックスはボールブルックの屋敷に引っ越した。そこで起こったことは、神の私に対する善意と救助のひとつに数え上げられる。つまり、一六二六年五月六日のこと、お告げの祝日[三月二十五日、四季支払い日の一]の地代を最近になって受け取り、[原文空欄]の前まで、なにがしかの金子を屋敷に保管していた。私は、神の思し召しにより、押し込みを奇蹟的に免れた。その上、その企^{たくら}みがうまい具合に露見し、強盗が窓から押し入るのをたまたま目撃した人物によって阻止されていなかったら、恐怖のどん底に突き落とされていたことであろう。実力者で怨敵[義弟エドワード・サックヴィル]が陰謀を企てたものと思われるが、神が救ってくださった、詩篇六四番、詩篇一二四番⁽⁴³⁾。

一六二八年八月一日、先に触れた国王の裁定の後、法と法律顧問の進言とに従い、ウェストモーランドとクレイヴンの土地に関する相続権を要求する第一回目の主張を行なった。当時私はふたりの娘とバッキンガムシアはチェニーズの屋敷に寝泊まりし

ていた。その主張は、私の生涯を書き留めた記録集成に収められている⁽⁴⁴⁾。

一六二九年八月二十一日、聖バーソロミュー教会にて、長女レディ・マーガレットがジョン・タフトン卿に嫁ぐ姿を見て、幸せに包まれる。私自身と末娘も列席したがさらにその場に、新郎のご両親、(この縁談をまとめた)従兄フランシス・ラッセル、後の〔第四代〕ベッドフォード伯、そのほか大勢の貴顕紳士のご陪席を賜った。結婚後二年二ヵ月と十四日して、新郎のタフトン卿は父〔初代〕サネット伯ニコラス・タフトンがご逝去され、襲爵し伯爵となった。新婦の長女マーガレットはタフトン卿との間に、十〔十二〕人の子供、六人の息子と四〔六〕人の娘を産んだ。信心深い祖母〔マーガレット〕の祈りに違わず、子^こ福^{ふく}者^{しや}となった。

ペンブルック伯・モントゴメリー伯フィリップ・ハーバートに嫁ぎ未亡人となるまで
一六三〇年―一六四九年

一六三〇年六月三日(最初の夫が死んでから六年二ヵ月と五、六日の間、寡婦の身を通したあと)、バッキンガムシアはチェニーズの教会で、宮内大臣でガーター騎士団の一員ペンブルック伯・モントゴメリー伯フィリップ・ハーバートに輿入れした。二人目の夫は、当時主だった権力者で雲上人の中でも由緒ある貴族出身の廷臣である。夫の兄〔第三代〕ペンブルック伯ウィリアム・ハーバートが四月十日に瞑目し、私が嫁ぐ前日に、夫は襲爵し第四代目当主となった。夫の最初の妻モントゴメリー伯夫人スーザン・ド・ヴィア〔第十七代オクスフォード伯エドワードの娘〕は、私が後添えとなる一年と四ヵ月前、ホワイトホールの宮殿内において痘瘡で命を落とした。私の末娘は婚礼の儀に参列したが、長女は欠席した。

婚儀は、神の御心のままに、敵方が抱く怨恨や悪意を挫き、企てる陰險な謀を抹消させるため、見事に執り行なわれた。ヨブ記五章十一―十七節(前出)、詩篇三三番十節(前出)、詩篇一〇九番二七―二八節⁽⁴⁵⁾。

二度目の婚礼がチェニーズ教会の地下墓所で行なわれたことは、意義深いことだと私には思われる。というのは、この墓所に、慈母のご先祖様であるベッドフォードの曾祖父母と祖父母、それに母の息子〔アンの兄〕ロバート・クリフォード卿、母の一番上の姉〔アンの伯母〕ウォリック伯爵未亡人アン・ラッセル、母の姉バース伯夫人エリザベス・ラッセルの娘〔アンの従姉〕レディ・フランセス・バウチャー、さらに一六二七年五月一日に子孫を遺さずこの世を去った母の甥で第三代ベッドフォード伯エドワード・ラッセル〔妻はルーシー・ハリントン〕が安らかに眠っているからだ。

二番目の夫との間に、ふたりの息子を身籠ったが、ホワイトホールで暮らしているとき月が満ちる前に亡くなった。再婚後、このロンドンの宮殿に夫と四年と六ヵ月余り暮らし続けた。

ウェストモーランドとクレイヴンの土地と利益の相続権を擁護しようと、つねづね

肝に銘じていたので、一六三二年八月と九月に夫の同意を得た上で自ら署名・捺印して、先の未亡人のときに行なったのと同じやり方で、法的な権利の主張を代理人にしてもらった。その要求は、同様にペンブルック伯夫人であった時の記録集に収めてあり、相続財産の土地に関しては二回目だが、再婚してからは、今回がはじめてである、詩篇一二三番⁽⁴⁶⁾。

また、二番目の夫と婚姻関係にあった一六三七年八月には、ウェストモーランドとクレイヴンの相続土地に関して、二回目の権利主張を同じやり方で行なった。それらの文書は、この生涯の記録集成に収めてある⁽⁴⁷⁾。権利の要求は、三度目で最後となった。というのも、そのあと内乱が勃発し、イングランド北部地域では悲惨を極め、叔父や従弟が存命の間に、如何なる権利主張も行なえる状況でなくなったからである。詩篇一二三番 [前出]、伝道の書八章六節 [前出]。

一六三四年十二月八日、少し気に障ることがあり、ホワイトホールの宮廷生活に見切りをつけ、夫との余生の大半を同じロンドンのベイナード城やウィルトンとラムズベリー⁽⁴⁸⁾の屋敷で過ごした。後者の屋敷には、当時、義理の姉ペンブルック伯爵未亡人メアリー・トールボットと夫の子供たちが多く暮らしていた。義姉は、私の夫より一月ほど長生きした。夫には、六人の子供、息子五人に娘ひとり [アン・ソフィア、一六四三年歿] 当時カーナヴォン伯夫人がいた。その娘と二人の息子は、夫と婚姻関係にある間に亡くなった、箴言二〇章二四節⁽⁴⁸⁾。

それにしても神が私にお示し下さった善意と慈悲を忘れてはならないと思う、つまり、長女サネット伯夫人 [マーガレット] が初児として嫡男を天より授かったことを。長女は初子を、一六三一年八月七日にサセックスはボールブルック・ハウスで出産した。そのあと、男児女児両方の子宝に恵まれ、私としては大いに慰めとなっている。存命の孫たちは十名である、創世記九章一節⁽⁴⁹⁾。

一六三五年六月五日、ベイナード城で、二番目の夫ペンブルック伯がケント州はシェピー島の土地を寡婦産として譲渡してくれた。その島は、かつて [前妻] モントゴメリー伯夫人レディ・スーザン・ド・ヴィアに対し寡婦産に設定されたものだ。そして、夫はこの寡婦産設定に際して、ウェストモーランドの土地すべての権利とクレイヴンの地代五千ポンドを放棄し、末娘の嫁資とした。(後にそうだったが、もしかりに私の目の黒いうちにそれらの土地が私の所有となれば、という前提である) この同意書は、従兄ベドフォード伯フランシスの立ち合いのもと、夫婦二人の間で作成された。

一六四一年一月二十一日、叔父のカンバーランド伯フランシスがクレイヴンのスキプトン城で永眠。享年八二余り。そのとき私はウィルトシアのラムズベリーで寝泊まりしていた。叔父の一人息子クリフォード卿ヘンリーが襲爵した。そのあとわずか二年十ヵ月と二十日余り生き延びただけだ、ヨブ記七章一節 [前出]。

その年の五月九日、尊敬すべき従兄ベドフォード伯フランシス・ラッセルが、ストランド街はベドフォード・ハウスと呼ばれている屋敷で息を引き取った。とても痛ましく悲しくて仕方がない。一番の人格者だったのに。ヨブ記七章一節 [前出]、伝道の

書八章八節、六節 [前出]。

イギリスで国王と議会との間で内戦が激しさの度を増す中、一六四二年十月十二日、夫と私は一緒に末娘、当時のレディ・イザベラ・サックヴィルを連れウィルトンを発ち、翌日ロンドンに着いた。夫の方は、国会議事堂近くホワイトホールの向い側セント・ジェイムズ庭園内のコックピット舎へ寝泊まりしに行った。一方、私と娘はベイナー城へ向かい寝泊した。その界限は、当時、お金持ちの館が軒を連ね、そこでひっそりと暮らしたお蔭で、それだけ安全性が増した。その自室に閉じこもり六年と九ヵ月もの間、引っ越しをしなかった。生涯でそれほど長く一箇所にとどまったことはなく、それほどこの国では内乱が苛烈をきわめた。そこは、動乱が治まるまで、私が身を潜める絶好の隠れ家であったと言っても差し支えない。イザヤ書四三章二節⁽⁵⁰⁾。

一六四三年の年初めの頃、上の娘サネット伯爵夫人は、旦那と長男がいるフランスへ旅立った。七、八ヵ月余りパリやルーアンなど各地に滞在した⁽⁵¹⁾。そして翌年一六四四年の四月から五月にかけて、旦那とともに次三男を含め四人の子供を連れイギリスの私のもとに帰ってきた。ただ、長男のタフトン卿 [ニコラス] は、フランスに残った。上の娘は、八月三十日、ロンドンはオルダーズゲート街にある夫の屋敷で第七子トマス・タフトンを出産した。娘がイギリスに戻ってきたとき、すでに子を宿していた。娘とその旦那そして長子は、私の従弟カンバーランド伯ヘンリーが亡くなったとき、フランスにいた。

一六四三年十二月十一日、ヨークにあるプリベンド・ハウスの一棟において、従弟カンバーランド伯ヘンリー・クリフォードが息を引き取った。その同じ棟で、従弟の妻で寡婦のカンバーランド伯夫人レディ・フランセス・セシルが、翌年二月十四日に身罷る（たった二ヵ月余りの不幸続きである）。その伯爵未亡人は、私の二番目の夫の先妻とは、従姉妹の間柄である。この伯爵夫妻には、[存命の] 娘がひとりレディ・エリザベス・クリフォード（現コーク伯夫人）しかいなかった。それで、私の従弟カンバーランド伯ヘンリー・クリフォードが男子の相続人を遺さず死んだことになり、ウェストモーランドとクレイヴンの相続土地は、今や何ら問題や論争もなく私に復帰された。思えば、カンバーランドの叔父と従弟は、私の父の死後はクレイヴンの父祖伝来の土地と、母が死んでからはウェストモーランドの土地とを、この時点に至るまで私から不当に取り上げたものだ。けれど、私には、内乱のため、それからしばらくの歳月は、その不動産からほとんど、いや、まったく収益がなかった。従弟が歿して、クリフォード家世襲のカンバーランド伯爵位は奪爵となった（一五二五年六月十八日 [初代カンバーランド伯ヘンリー・クリフォード] から連綿として存続したが）。従弟がクリフォードの名を継ぐ嫡男としては最後の当主となった。

一六四五年六月十六日、ドーセット伯夫人メアリー・カーズンがホワイトホールで身罷る。徳高く善良な女性で、気の置けない友でもあったが、その一方で、彼女の旦那で義弟は迫害者で不倶戴天の仇だ、ヨブ記七章一節 [前出]。

この頃、すでに何年間か燻ぶっていたが、夫婦で大喧嘩して仲違いの火種が再燃し

た。夫は次三男の一人に私の末娘イザベラを娶らせる望みを抱いたからだ。娘自身がその縁談をひどく嫌っており、私には取りつく島がなかった。一方、夫は（何人かの味方に説得されてか）私の権限で縁談をまとめられると踏んでいた。

しかし、ついに神の思し召しで、一六四七年七月五日（月曜日）、末娘レディ・イザベラ・サックヴィルが、クラークンウェルの教会でノーサンプトン伯ジェイムズ・コンプトンと結婚した。だが、私は、様々な理由からその婚礼の儀に参列できなかった。亡き母と私は、かつて子供の頃、七年余りその教区の教区民であった⁽⁵²⁾。

一六四九年六月三日、二番目の夫ペンブルック伯にホワイトホール近くコックピット舎で、今生の別れを告げた。互いに顔を合わせる最後となった（日曜日だった）。その日の当日、私はそこを出たあと、その足で娘がいるイズリントンのノーサンプトン伯の屋敷へ向かった。末娘の旦那の屋敷に行くのは、今回がはじめてのことであり、その後一度も伺うことはなかった。

縁とは妙、と思う。末娘がイズリントンに移り住み、その地はクラークンウェルのすぐ近くで、子供のころ母と私が住んでいたところであるし、末娘の夫が所有するアシュビーの主屋は、ノーサンプトンシアのリルフォードのすぐ近くで、母と私がともに幼年時代に養育されたところであるとは。それにまた、上の娘サネット伯爵夫人は、ケントのホスフィールドに移り住み、その地はサットンからほど遠からず、娘時代に母と私がしばらくの間ともに暮らしたところであるとは。それで、母がこの憂き世で不慣れな巡礼として、いくぶんこころ満たされぬままに過ごしたこれらの諸国が、今ではふたりの孫娘に安住の地となっている。それと同じように、ケントのノールは、最初の夫の妻として暮らした年月の大半を過ごした棲家であり、二番目の夫の妻であった頃は、ウィルトシアのウィルトンとラムズベリーが、その国にいたときの主な棲家であり、母の生家があるデヴォンシアからそう遠くない（子孫の運命にかくも甚大な影響を及ぼす母の善行の賜物か）詩篇一二一番、申命記十一章十四節⁽⁵³⁾。

一六四九年七月十一日、少し前にベイナード城にて、娘ふたりとその旦那や孫たちにはすでに暇乞いをしており、[念願が叶い] ロンドンを発ちスキプトンへ向けて旅立った。かつて暮らしたことのあるノース・ホールからは、ほど遠くない所へ出かけたのである。道中は恙なく、その月の十八日にスキプトンに到着。その城は、直近の内乱の折、王党派の守備隊が置かれ、議会軍の命で六ヵ月余り前にその大半がとり壊されたが、その破壊以降はじめてここに来た。思えば、生後九週か十周目以降現在に至るまで、その城の如何なる場所にも足を踏み入れたことがなかった。

その月の二十九日ごろ、バーデンの朽ち果てた塔を見に行った。この古の塔に登るのは、はじめてである。翌八月七日までスキプトン城に寝泊まりし、その日にそこを発ち、カービィ [カークビー] ・ロンズデイルを経由してアップルビー城に移った。

それで一六四九年八月八日、相続財産のうち最も古いアップルビー城の中に入り、かつて亡き母が寝泊まりしていたが今では私の寝室となったところに、翌年の二月十三日まで滞在した。この八月八日は、一六〇七年十月八日に亡き母と泣き別れを演じ

て以来、はじめての訪問である。まさに、巡礼の人生行路は苦難の連続である、伝道の書三章一節 [前出]。従弟カンバーランド伯ヘンリーが他界してからアップルビー城を訪問するまで、三日足りないが五年と八ヵ月である、詩篇二一番一節⁽⁵⁴⁾。

この八月の十八日、ウィンフェルを素通りし、ブロアム城にしばらく泊まった。その城館と獵園には、一六一六年十二月九日（ドーセット伯夫人の頃）以来、はじめてである。八月の十五日には、朽ち果てたブラッフ城とペンドラゴンの城の中に入り、ウォートン・ホールまで足を延ばした。そこには、一六〇七年の八月か九月からその時まで行ったことはなかった、箴言二〇章二四節 [前出]。

新年を一月一日とするキリスト紀元一六五〇年

（一月一日を年初とする）翌年一月二十三日、二番目の夫ペンブルック伯フィリップ・ハーバートが、ロンドンはホワイトホール近くコックピット舎で息を引き取った。享年六五と三ヵ月十四日。そしてこの訃報は、同じ月の二十七日（日曜日）、ロンドンからアップルビー城に早飛脚で伝えられた。夫は水曜日に亡くなり、ご遺体は翌二月九日、ソールズベリー大聖堂は亡き父母上様と兄上様の傍に埋葬された、ヨブ記七章一節 [前出]。亡き兄上様の未亡人メアリー・トールボット（シュローズベリー伯ギルバート・トールボットの長女で相続人）が、私の夫の死の後を追うように翌月二十五日、ウィルトシアはラムズベリーの屋敷で身罷り、しばらくしてソールズベリー大聖堂は、故ペンブルック伯ウィリアム・ハーバート（兄上様）の傍らに埋葬された。

二番目の夫は、一五八四年十月十日、ウィルトシアはウィルトン、古の女子修道院の跡地にある屋敷で生まれた。ペンブルック伯ヘンリー・ハーバートをお父上とし次男坊であった。お母上はメアリー・シドニーと言い、サー・ヘンリー・シドニーの一人娘でご高名なサー・フィリップ・シドニーのただ一人の妹である。夫フィリップ・ハーバートは、お世辞にも学者とは言えない。というのも、夫はオクスフォード大学で四ヵ月のうち三ヵ月も過ごさず、お父上が鬼籍に入るとすぐ友人に大学から引き抜かれ、エリザベス女王の御代も終わりを告げる頃、（その手の生活に向いていると考えたのであろう）廷臣に身を転じた。そのとき、十五、六歳にも満たなかった。歳の割には、夫は頭の回転が速く、知能もすぐれ、万事に如才なく、それでいて善悪の区別がついた。だが、癩癩持ちで、それも宮内大臣の激務を何年も勤めたせい、そのため一層ひどくなった⁽⁵⁵⁾。夫がイギリスの島を離れたのは、二ヵ月余りだけだった。それは、一六二五年のこと、国王チャールズ陛下が花嫁ヘンリエッタ・マライア [ルイ十三世の妹アンリエット・マリー] を迎えるにあたり、ほかの諸卿とフランスに出向いた時のことである。夫は、あらゆる点で、同時代のイギリス貴族のなかでも雲上人のひとりで、国内では普く寵愛を受けた。夫は、時の大半を宮中で過ごし、一六〇五年五月四日に国王ジェームズより [初代] モントゴメリー伯に叙せられた。それからしばらくしてガーター騎士に叙任され、一年後に最初の妻と結婚した。初婚の相手 [ス

ーザン・ド・ヴィア] は、彼がペンブルック伯に叙爵される前に亡くなった。というのは、夫の兄で伯爵のウィリアム・ハーバートは、私が夫と再婚する少し前、一六三〇年四月十日に天に召されたばかりであったからである。

二番目の夫は、新年を一月一日とする一六五〇年一月二十三日歿。翌二月九日、ソールズベリー大聖堂に埋葬された。夫の死に際、私はウェストモーランドのアップルビー城にいた、ヨブ記七章一節 [前出]。

二番目の夫の死後しばらくして、つまり、翌二月十三日、ウェストモーランドのアップルビー城からクレイヴンのスキプトン城に引っ越した。途中、カークビー・ロンズデイルに一泊した。それで、十四日、この城に到着。丸一年の間ずっとこの城に滞在した。寡婦も二度目となり、ペンブルック伯爵未亡人・モントゴメリー伯爵未亡人、さらにはドーセット伯爵未亡人の私が、生家のスキプトン城に入るのは、はじめて。この城を出るのは、十二ヵ月余り後の二月十八日のことだ。自身所有の屋敷に続けざまに十二ヵ月も滞在したのもはじめてのこと。そして、そこで隠遁生活を体験して、聖句の金言が本当であると判った、伝道の書七章十三節、詩篇一〇四番十三節、二四節、詩篇十六番五、六節⁽⁵⁶⁾。

そこに滞在中のころ、スキプトン城やバーデン塔の修繕と領地の境界への見回りを指示し、それにクレイヴンの荘園での領内裁判を継続し、さらには草深い領地の用事に専念した。父が瞑目してから今日に至るまで長きにわたり私の手から離れていたばかりか、国内での最近の内乱のため荒れ放題になっていた。そしてこの頃、ウェストモーランドの借地人やクレイヴンの若干の借地人と私の間で、訴訟の数々が領内および法廷で激しさの度を増し始めた。ウェストモーランドの借地人との訴訟は未決のままで、いつまで続くのかは神のみぞ知るわけだが、クレイヴンの借地人とのもめ事は、大半が互いに歩み寄り和解が成立し折り合いがついた⁽⁵⁷⁾。そして私が当地に滞在中に、長女のサネット伯夫人が、六月三十日、ケント州はホスフィールド・ハウスで男児ジョージ・タフトンを出産した。孫が亡き父の名前を帯びるのは、大いなる天恩だと思う、創世記二六章二二節⁽⁵⁸⁾。長女は、その後、ふたりの女兒を授かった。

九月の初め頃、又従妹^{はとこ}のコーク伯爵夫人エリザベス・クリフォードが、私が住むスキプトン城の近くにあるクレイヴンはボルトンの従弟の屋敷に、ふたりの息子と四人の娘を伴いひと月の間滞在した⁽⁵⁹⁾。又従妹は、従弟でカンバーランド伯、故ヘンリーの娘で相続人であった。その間我らふたりの間には、何度か儀礼的な行き来が行なわれた。私も時にボルトンで食事を共にし、又従妹も時にスキプトンで献立に与った。それにもかかわらず、又従妹は故カンバーランド伯ヘンリーの相続人であり、私は故カンバーランド伯ジョージの相続人であるという間柄ゆえに、係争中の案件をいくつも抱えていた⁽⁶⁰⁾。しかし、箴言十九章十一節の仰せの通り、面倒なことをやり過ぎた⁽⁶¹⁾。北国ではじめて又従妹あるいはその子供たちに面会したのは、その月の十日であった。ボルトンで会食した時のことである。その月の二十六日は、スキプトン城で又従妹のコーク伯夫人に会う最後となった。というのも、そのとき又従妹は暇乞い

をし、しばらくしてからロンズバラーへ行き、ロンドンに上京したからだ。ロンドンには、又従妹と子供たちは一六五二年の九月の初めごろまで滞在し、そのあと旦那と六人の子供を連れてロンドンを離れ、旦那の広大な敷地があるアイルランドに移り住んだ。一方、又従妹の旦那コーク伯〔第二代、リチャード・ポイル〕は、この一六五〇年に二、三ヵ月の間ボルトンに居残り、スキプトンの私と初孫にしばしば会いに来た。十二月の十八日、先述の初孫タフトン卿ニコラスは私のところに来て翌一月二十日まで逗留し、ロンドンに戻ってから海を渡りイタリアはローマへ、そして各地を巡った。この時が、スキプトン、あるいは、私が相続した土地すべてにおいても、孫に会ったはじめてのことである、詩篇四五番十六〔十七〕節⁽⁶²⁾。

この夏の八月ごろ、財務裁判所の判事のひとりフランシス・ソープ氏と、判事〔ピーター・〕ウォバートン氏が、北国の巡回裁判の裁判官としてアップルビーでの公判を維持するためやって来た。ふたりは、三晩か四晩、城に宿泊、伝道の書三章〔前出〕。

訳注

- (1) 詩編「あなたは私のはらわたを造り／母の胎内で私を編み上げた。(中略) 私が秘められた所で造られ／地の底で織りなされたとき(後略)」(一三九番十三―十五節)。コレヘトの言葉(伝導の書)「天の下では、すべてに時機があり／すべての出来事に時がある。／生まれるに時があり、死ぬに時がある(後略)」(三章一二節)。邦訳聖書・聖句の引用は、特に断りがない限り、『聖書』聖書協会共同訳(日本聖書協会、二〇一八年)による。なお、聖書の書名および略語は、ゴシック体を用いた。
- (2) アンの父ジョージ・クリフォードは、この冒険遠征(一五八五年から九四年まで、合計で七回にわたる西インドへの諸航海の一)でブラジル船を襲撃し、脇腹や頭そして脚を負傷した。帰途、暴風雨に遭いアイルランドに寄港。Jessica L. Malay (ed.), *Anne Clifford's Autobiographical Writing, 1590-1676* (Manchester: Manchester UP, 2018), p. 96, n8; Jessica L. Malay (ed.), *Anne Clifford's Great Books of Record* (Manchester: Manchester UP, 2015), pp. 640-55.
- (3) アンの洗礼に立ち会った代父は、父ジョージ・クリフォードの姉フランセスの夫で男爵フィリップ・ウォートン。代母は、ふたり(代理人を立てている)。ひとりは、母マーガレットの姉アン・ラッセルでウォリック伯夫人。もう一人は、父の異母姉マーガレットで第四代ダービー伯ヘンリー・スタンレーの令夫人。Malay (ed.), *Anne Clifford's Great Books of Record*, p. 734.
- (4) コレヘトの言葉「すべての出来事には時と法がある。災いは人間に重くのしかかる」(八章六節)。アンが好んだ一節で、因果応報や自業自得を戒める表現。
- (5) クリフォード家は長男フランシスが一五八九年十一月十一日に、次男ロバートが一五九一年五月二十四日に亡くなり、嫡男が絶える。しかもこのあと両親が別居状態となり、アンは唯一の女相続人となる可能性が高まる。
- (6) イザヤ書「(前略) すべての肉なる者は草／その栄はみな野の花のようだ。／草は枯れ、花はしぼむ。／主の風がその上に吹いたからだ(後略)」(四〇章六―八節)；ペテロの手紙(一)「人は皆、草のようで／その栄はみな草の花のようだ。／草は枯れ、花は散る」(一章二四

- 節)。
- (7) アンの母マーガレットも、予知・預言の力が備わっていたという。G.C. Williamson, *Lady Anne Clifford, Countess of Dorset, Pembroke and Montgomery, 1590-1676*, 2nd edn. (1922; rpt. Wakefield, Yorkshire: S.R. Publishers, 1967), p. 46.
- (8) ヨブ記「あなたはプレイアデスを鎖でつなぎ／オリオンの綱を解くことができるのか(後略)」(三八章三一―三三章)。
- (9) 詩編「主はあらゆる災いからあなたを守り／あなたの魂を守ってください。／主はあなたの行くのも帰るのも守ってください。／今より、とこしえに」(一二一番七一八節)。
- (10) 慈愛の乳は、the milch of goodness の訳語。なお、シェイクスピアの台詞「人情という甘い乳」"the milk of human kindness" (*Macbeth*, I. v. 18) を参照。Shakespeare: *Complete Works*, ed. W.J. Craig (London: Oxford UP, 1965), p. 849／木下順二訳『マクベス』(岩波文庫、一九九七年)、三〇頁。
- (11) 有為転変の逆流・運命の嵐は、ともに、the storms of fortune の訳語。シェイクスピアの台詞 "storm of fortunes" (*Othello*, I. iii. 251)。なお、「有為転変の逆流」は、菅泰男の訳語を拝借した。Shakespeare, p. 948／『オセロウ』(岩波文庫、一九八二年)、二〇九頁。なお、気象に関する現代の知見では、台風は合体して巨大・強大化することはないという。
- (12) 詩編「あなたが私たちを苦しめた日々と／私たちが災いを見た歳月に応じて／私たちを喜ばせてください。／あなたの業があなたの僕らに／輝きがその子らに現れますように。／我らの神、我が主の麗しさが／私たちの上にありますように (後略)」(九〇番十五―十七節)。
- (13) ジョージ・クリフォードは遺言証書に、栄爵とともにウェストモーランドとクレイヴンはスキプトンの世襲土地すべてを実弟(アンの叔父)に譲ると記す。但し書きによると、第四代カンバーランド伯となるフランシス・クリフォードに直系卑属の男子が絶えると、栄爵と世襲財産をすべて娘のアンに復帰させるという。アンがこれを受け入るなら、嫁資として一万五千ポンドが分割で支払われることになっていた。この遺言について、特に、ジョージ・クリフォードの妻マーガレットが猛反発し、民事裁判所に訴えを起こす。訴状で、クリフォード家の世襲財産は王室直轄の限嗣相続であり、継承者個人の遺言で譲渡できるものではなく無効である、そして唯一の相続人である娘アン(兄弟亡き後あと嫡子にあたる)に復帰せしめよと。民事裁判所の判事たちの調停案そして審判では、支払われる金額が二万ポンドと増額されるが、内容はほぼジョージ・クリフォードの遺言通りとなった。
- (14) ウェストモーランドの栄爵と領地とヨークシアのクレイヴンはスキプトンの栄爵と領地の下賜および領地占有の確認に関する記録については、*Great Books of Record*, pp. 38-39; pp. 261-62 を参照。
- (15) 歴代誌(上)「これらの記録は古い」(四章二二節)。
- (16) 詩編「私たちは火の中、水の中を通ったが／あなたは私たちを広々とした土地に導き出された」(六六番)。一六一一年の欽定訳聖書では、十二節。カヴァーデール訳詩編では、十一節。*The Bible: Authorized King James Version with Apocrypha* (Oxford: Oxford UP, 2008); *The Book of Common Prayer: The Texts of 1549, 1559, and 1662*, ed. Brian Cummings (Oxford: Oxford UP, 2011). 日本聖公会編『祈祷書』(二〇〇四年) 参照。
- (17) ヤコブの手紙「互いのために祈りなさい。正しい人の執り成しは、大いに力があり、効果があります」(五章十六節)。
- (18) アンは、ベン・ジョンソン作『王妃の仮面劇』(一六〇九年)にエジプトのベレニス〔ベレニケ〕役として登場。イニゴー・ジョーンズによる(胸がはだけた)衣装デザインが残っている。Richard T. Spence, *Lady Anne Clifford: Countess of Pembroke, Dorset and Montgomery*

- (1590-1676) (Phoenix Mill, Gloucestershire: Sutton, 1997), p. 21.
- (19) *Great Books of Record*, pp. 734-38. ジェイムズ一世が裁定を下し勅許状を発出していなければ、王室の直轄地であるクリフォード家の世襲財産は、限嗣相続ゆえに相続人のアンでさえ遺言で譲渡する権限が生じることにならなかった。その意味では、怪我の功名なのであろう。
- (20) ヨブ記「低い者を高く上げ／嘆く者を引き上げて救う。／悪賢い人々の企てを打ち砕き／彼らの手はその考えを実現できない。／知恵ある者を彼ら自身の悪にくみによって捕らえ／曲がった者のたくらみは破綻する。／彼らは昼も闇に出会い／真昼にも夜のように手探りする。／神は貧しい人を彼らの剣の刃から／強い者の手から救い出す。／それゆえ弱い人にも希望があり／不正はその口を閉ざす。／神から懲らしめを受ける人は幸いである。／全能者の論しを退けてはならない」(五章十一―十七節)。
- (21) スキプトン城の重要文書保管庫に、アン・クリフォードが父の所領を相続する正当性を裏付ける証拠書類(手稿)、例えば、ジョン王より下賜されたウェストモーランドの栄爵と領地の譲渡証などが保存されていた。一六〇七年十月の旅で叔父フランシス・クリフォードの邪魔立てがなければ、首謀者が如何に白を切ろうとも、それこそが叔父の作為的な悪意であったに違いないが、遺産相続の争いは後を引くことがなかったはず。アンが後の訴訟でそれら手稿の存在を知り内容を確認したとき、さぞ憤慨し落胆したことであろう。 *Anne Clifford's Autobiographical Writing, 1590-1676*, p. 101; *Great Books of Record*, pp. 696-97.
- (22) スキプトンのビームズリーの地に、母マーガレット・ラッセル(カンバーランド伯夫人)が建立に着手し、娘アンが増設・完成させた貧窮院(hospital)。もとは、衣食住に困る地元の寡婦十三名のために建てた養老院。 *Great Books of Record*, pp. 658-60.
- (23) アン・クリフォードの回想(一六〇三年)の冒頭から判るように、ロンドン市内の中心部オースティン・フライアーズには、母マーガレットの屋敷がある。
- (24) *Great Books of Record*, pp. 697-705. 領地とともに女男爵の称号を求める嘆願書。
- (25) ローヌ川の水源はアルプスの氷河で、溶けて流れ出た冷水は比重が重く湖底を流れ、ジュネーヴ湖(レマン湖)の水と混じらないという。
- (26) 詩編六二番:(趣意)世の人が自分を陥れようとありとあらゆる奸策を弄しても、詩人の話者はただ沈黙して神を待つ。何故か、それは神へ絶対的な信頼があるからだ。浅野順一『詩篇:古代ヘブル人の心』(岩波新書、一九七二年)参照。
- (27) ヤコブの手紙(五章十六節)前出;イザヤ書「さあ、私の民よ、自分の部屋に入れ。／背後の戸を閉めて、しばらくの間、隠れよ。／憤りが過ぎ去るまで」(二六章二〇節)。詩編五七番:(趣意)詩人の敵が激しく攻め立て奸計を以て陥れようとする。詩人は落胆するが、それを^{パネ}発条として苦難を跳ね返す意を固め、神の庇護を待む。詩編七一番:(趣意)敵の迫害の最中であって、神に救済を求めて神を讃美する。詩編「あなたこそ、わが磐なる神。／なぜ、私を拒まれたのですか。／なぜ、私は敵の虐げの中を嘆きながら歩むのですか」(四三番二節)。イザヤ書「見よ、主なる神が私を助けてくださる。／誰が私を罪に定められよう。／見よ、彼らは皆、衣のように擦り切れ／虫が彼らを食い尽くす(中略)明かりを持たず闇を歩くときでも／主の名に信頼し、自分の神を支えとする者だ」(五〇章九―十節)。
- (28) 新郎の父第二代ドーセット伯ロバート・サックヴィルは危篤状態で、未成年の嫡男リチャード・サックヴィルの縁談を急ぐ必要があった。はたして、アンの義理の父(舅)となったロバート・サックヴィルは、婚礼の二日後、二月二十七日に他界。アン・クリフォードとの性急な結婚は、アーチ裁判所(カンタベリー大主教管轄)から物言いが付く。
- (29) ヨブ記「この世で人に定められた時機があるではないか。／それらの日々は年季奉公の日々ではないか」(七章一節、試訳)。コレヘトの言葉(三章一節)前出、訳注(1)参照。

- (30) 従弟ヘンリー・クリフォードとその妻フランセス・セシルは、五人の子宝に恵まれた。三人の息子は幼くして死去、長女フランセスは十代で亡くなる。生き延びたのが、末娘のエリザベス。このエリザベス・クリフォードは、第二代コーク伯リチャード・ボイルに嫁ぐ。義理の父親は、アイルランドの大蔵卿。
- (31) フランセス・バウチャーは、アンの母マーガレットの姉でバース伯夫人エリザベス・ラッセルの娘。アンとは少女時代、親しい間柄であった。アンの回想（一六〇三年）を参照。アンは急死した従姉フランセスを悼み、バッキンガムシアはチェニーズの聖ミカエル教会内のベドフォード家の礼拝堂に墓を建てた。
- (32) アンの長女マーガレットは、最終的には十二人の子供を授かる。マーガレットの子供のうち、長女のアンは夭折し、息子のジョージは十九歳のとき脚の傷がもとで病死する。それ以外の十人は、成人した。
- (33) *Anne Clifford's Autobiographical Writing, 1590-1676*, p. 104; *Great Books of Record*, pp. 752-58.
- (34) 詩編「私はあなたに悟りを与え／歩むべき道を示そう。／あなたの上に目を注ぎ、諭を与えよう」（三二番八節）。イザヤ書「それゆえ、主はあなたがたを恵もうと待ち／あなたがたを憐れもうと立ち上がる。／主は公正の神であられる。／なんと幸いなことか、すべて主を待ち望む者は」（三〇章十八節）。エレミア書「あなたの神である主が私たちに、歩むべき道、なすべきことを示してくださいますように」（四二章三節）。
- (35) アンは、この日の出来事、母との泣き別れを記憶に留めるため、四〇周年の一六五六年、今生の別れとなった場所に石柱碑を建てた。
- (36) ヨハネの黙示録「また私は、天からこう告げる声を聞いた。『書き記せ。{今から後、主にあって死ぬ人は幸いである。}』霊も言う『然り。彼らは苦勞を解かれて、安らぎを得る。その行いが報われるからである』」（十四章十三節）
- (37) *Great Books of Record*, pp. 760-71.
- (38) 詩編三二番（八節）前出、イザヤ書「あなたが右に行くときも、左に行くときも／あなたの耳は、背後から／『これが道だ、ここを歩け』と語る言葉を聞く」（三〇章二十一節）、エレミア書（四二章三節）前出、イザヤ書「見よ、私はあなたを精錬したが／銀としてではない／私はあなたを苦難の炉の中で試みた」（四八章十節）。
- (39) アンの伯母アン・ラッセルの一族バース伯爵家（バウチャー家）の三人の娘は、アン、エリザベス、ドロシー。
- (40) 詩編三五番、一四〇番：（趣意）敵に取り囲まれ、神の助けを求める祈願。詩編三七番：（趣意）弱き身の自覚と、窮地に追い込まれた時の神の確たる援助。詩編「主は諸国の謀りごとをむなしくし／諸国の民の企てをくじかれる」（三三番十節、日本聖公会編『祈祷書』前掲書、七〇八頁）。
- (41) コレヘトの言葉「愛するに時あり、憎むに時あり」（三章八節）、「求めるに時あり、失うに時あり」（三章六節）。
- (42) エリザベス一世も三〇歳を目前にして、痘瘡（疱瘡／天然痘）に罹り、なんとか一命を取りとめたという。Ilona Bell, *Elizabeth I: The Voice of a Monarch* (New York: Palgrave Macmillan, 2010), p. 93; p. 100. エリザベス女王の看病にあたったメアリー・ダッドリー（レスター伯ロバート・ダッドリーの妹）も罹患して醜い痘痕が残ったという。Margaret P. Hannay, *Philip's Phoenix: Mary Sidney, Countess of Pembroke* (New York: Oxford UP, 1990), p. 17. アン・クリフォードも快復後に薄痘痕が残る。なお、メアリー・ダッドリーの娘メアリー・シドニー（サー・フィリップ・シドニーの妹）は、第二代ペンブルック伯ヘンリー・ハーバ

- ートに嫁ぐ。その夫婦の息子のひとり初代モントゴメリー伯フィリップ・ハーバート（後の第四代ペンブルック伯）とアン・クリフォードは、一六三〇年に再婚することになる。
- (43) 詩編六四番：（趣意）敵の脅威から身を守り、謀を企む輩から逃れられるように、神に祈る。詩編「私たちの魂は小鳥のように救い出された。／仕掛けた者らの網から。／網は破れ、私たちは救い出された」（一二四番七節）。
- (44) この頃、従弟のヘンリー・クリフォードが直系の男子を遺さず命数が尽きるのが確実視されるようになり、アンは予防措置として、つまりその娘エリザベス（コーク伯夫人）およびその婚属がこの相続問題に介入するのを阻止するため、証文や記録を見直し新たに陳述を行なったと考えられる。*Autobiographical Writing, 1590-1676*, p. 111; *Great Books of Record*, pp. 783-86.
- (45) 詩編「それがあなたの手によることを／人々は知るでしょう／主よ、あなたがそうなされたのだと。／彼らが呪っても、あなたは祝福してください。／彼らは反逆して恥をかき、あなたの僕は喜びます」（一〇九番二七―二八節）。
- (46) 一六三二年の夏になされた陳述については、*Autobiographical Writing, 1590-1676*, p. 110; *Great Books of Record*, pp. 786-89 を見よ。詩編一二三番：（趣意）これまで屈辱を甘受した我らに憐れみを垂れ給え、と祈る。
- (47) 一六三七年の夏になされた陳述については、*Autobiographical Writing, 1590-1676*, p. 111; *Great Books of Record*, pp. 776-82 を見よ。
- (48) ヴァン・ダイク作「ペンブルック伯の家族の肖像画」（長男チャールズとバッキンガム公ジョージ・ヴィリアーズの長女メアリーの婚礼を祝して制作、ウィルトン・ハウス蔵）を参照。箴言「人の歩みを確かなものとするのは主である／人間は自らの道について一体何を見極められるのか」（二〇章二四節）。
- (49) 創世記「神はノアとその息子たちを祝福して言われた。『産めよ、増えよ、地に満ちよ』（九章一節）。
- (50) イザヤ書「あなたが水の中を渡るときも／私はあなたと共におり／川の中でも、川はあなたを押し流さない」（四三章二節）。
- (51) アンの長女マーガレットの嫁ぎ先タフトン家は王党派で、内乱を避け国外に脱出した。
- (52) アンの回想（一六〇三年）参照。
- (53) 詩編一二一番：（趣意）主は、いついかなる時でも災いから守って下さる、という確信を謳う。申命記「私はあなたがたの地に、秋の雨や春の雨など、必要な時期に雨を降らせよう。あなたは、穀物、新しいぶどう酒、新しいオリーブ油を収穫するだろう」（十一章十四節）。
- (54) 詩編「主よ、王はあなたの力を喜び、／あなたの救いにどれほど喜び躍ることか」（二一番一節）。
- (55) フィリップ・ハーバートの癩癰は、父祖伝来の要因があったのかも知れない。ウェールズは父方の分家筋、初代チャーベリーのハーバート卿エドワードとその弟で宗教抒情詩人のジョージ・ハーバートも、癩癰持ちであった。『エドワード・ハーバート 自伝』山根正弘訳（朝日出版社、二〇二四年）二四五―四六頁。
- (56) コレヘトの言葉「神の業を見よ。／神が曲げたものを誰がまっすぐにできよう」（七章十三節）。詩編「主は高殿から山々を潤す方。／主の業の実りで地は満ち足りる（中略）主よ、あなたの業はいかに豊かなことか。／あなたは知恵によってすべてを造られた。／地はあなたの造られたもので満ちている」（一〇四番十三節、二四節）。詩編「主はわが受くべき分、わが杯。／あなたこそ、私のくじを決める方。／測り縄は美しい地に落ち／私は輝かしい相続地を受けました」（十六番五、六節）。

- (57) Spence, *Lady Anne Clifford*, pp. 114-59 を参照。
- (58) 創世記『『今や、主は私たちのために場所を広げてくださった。私たちはこの土地で増えていくだろう』』（二六章二二節）。
- (59) 第二代コーク伯リチャード・ボイル（化学者ロバート・ボイルは弟）とエリザベス・クリフォードとの間にできた六人の子供たちの名は、チャールズ、リチャード、メアリー＝アン、フランセス、ヘンリエッタそしてエリザベス。末娘のエリザベス・ボイル（ヘンリー・クリフォードの孫）は、やがてアン・クリフォードの孫ニコラス・タフトン（第三代サネット伯）と結婚するが、この夫妻は子宝に恵まれることはなかった。
- (60) Spence, *Lady Anne Clifford*, pp. 121-26 を参照。
- (61) 箴言「見識ある人は怒りを遅くし／背きの罪を赦すことがその人の誉」（十九章十一節）。
- (62) 詩編「あなたの子らは先祖に代わって立ち／あなたは彼らを全地の長とする」（四五番十六{十七}節）。

[附記] このあと一六五一年から一六七五年は、従来の略伝の形式とは違い、一年ごとの年報が続く。当時としては長寿の八六歳で天に召される一六七六年は、前日の三月二十一日まで、一日ごとの日報が残っている。アン・クリフォードは、おそらく、毎日付けていた日報の内容を取捨選択して年報の形にまとめていたのであろう。